



## 島根県平成25年7月28日大雨災害義援金募集要綱

社会福祉法人島根県共同募金会

### 1. 趣 旨

平成25年7月28日の大雨により、津和野町では家屋の流失等の甚大な被害が発生したことから、災害救助法が適用されました。

島根県共同募金会では、この災害による津和野町の被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

### 2. 義援金の名称

島根県平成25年7月28日大雨災害義援金

### 3. 募集期間

平成25年8月2日（金）から同年9月30日（月）まで

### 4. 主 催

島根県共同募金会、島根県、日本赤十字社島根県支部、NHK松江放送局、NHK厚生文化事業団、山陰中央新報社、山陰中央新報社会福祉事業団、山陰中央テレビジョン放送株式会社

### 5. 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
山陰合同銀行	津田支店	普通預金 2 3 8 1 2 3 8	社会福祉法人島根県共同募金会
島根県信用農業協同組合連合会	本所	普通貯金 0 0 0 6 6 4 5	島根県共同募金会災害用

※1 山陰合同銀行の本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。

※2 島根県信用農業協同組合連合会については、島根県内のJA・信連からの振込手数料は無料となります。

※3 ゆうちょ銀行の取扱いについては調整中です。

### 6. 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、島根県、日本赤十字社島根県支部、本会等で構成された義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

### 7. 義援金の課税上の取扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。(税の軽減を受けるためには、義援金の領収書等の添付など所定の手続きが必要です。)

### 8. 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、別添「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付ください。後日領収書を発行します。

9. その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱うこととする。
- (2) この要綱は、平成25年8月2日から施行する。